

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 100,000 以上	増加 50 以上	不均一課税 初年度 0.7% 2年度 1.05% 3年度 1.225%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
甲良町工場設置奨励に関する条例	H3.12	○新增設、移設 投下固定資産総額 3億円以上 工場敷地面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上 常時雇用する従業員数 30人以上	工場設置奨励金 ○固定資産税額× 初年度 100% 2年度 75% 3年度 50%